

子ども食堂等に対し、物価高騰に伴う補助を緊急的に実施します

県では、今般のコロナ禍における原油価格・物価高騰等により大きな影響を受けている子ども食堂等の「子どもの居場所」の運営を緊急的に支援するため、食事の提供を行うために必要となる食材費、光熱水費及び燃料費等の経費に対して補助を行います。

1 事業名

令和4年度群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金

2 対象事業者

食事を提供する子どもの居場所（子ども食堂、学習支援、遊び・体験活動等）を実施している民間団体

※ 食事・・・朝食・昼食・夕食に相当するもので、おやつ等の間食は除きます。

3 対象経費

運営に必要な食材費、光熱水費、燃料費等の経費

4 補助額

上限6万円

※ 提供する食事の数や開催実績により額が変動します。

※ 詳しくは別添チラシをご覧ください。

5 申請書受付期間

令和4年12月15日（木）から令和5年1月18日（水）

6 応募方法

所定の申請書様式に必要書類を添付の上、下記「書類提出先」に提出してください。
申請書様式は、以下の県ホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/168963.html>

7 書類提出先・問い合わせ先

群馬県生活こども部私学・子育て支援課子育て支援係
（県庁12階南フロア）

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-2622 メール：shigakoso@pref.gunma.lg.jp

【QRコード】



令和4年度群馬県子ども居場所 物価高騰緊急支援事業補助金のお知らせ

群馬県では、今般のコロナ禍における物価高騰等により大きな影響を受けている子ども食堂等の運営を支援するため、子ども食堂等の運営に要する経費を緊急的に補助します。

対象事業者

食事を提供する子どもの居場所（子ども食堂、学習支援、遊び・体験活動等）を実施している民間団体
※食事…朝食・昼食・夕食に相当するもので、おやつ等の間食は除きます。

対象経費

運営に必要な食材費、光熱水費、燃料費等の経費

補助額

子どもの居場所活動の実績（①と②）を踏まえた額（以下の表のとおり）
① 1か月あたりの平均食事用意数
② 令和4年4月から12月の9か月間のうち開催実績のある月数

		①平均食事用意数（1か月あたり）	
		60食以下	61食以上
②月数	1か月	3,000	5,000
	2か月	6,000	10,000
	3か月	9,000	15,000
	4か月	15,000	25,000
	5か月	18,000	30,000
	6か月	24,000	40,000
	7か月	27,000	45,000
	8か月	33,000	55,000
	9か月	36,000	60,000

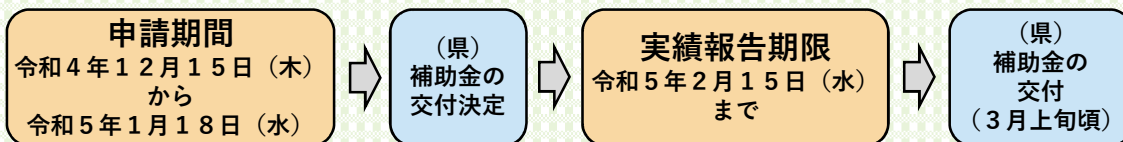
		①平均食事用意数（1か月あたり）	
		60食以下	61食以上
②月数	1か月	3,000	5,000
	2か月	6,000	10,000
	3か月	9,000	15,000
	4か月	15,000	25,000
	5か月	18,000	30,000
	6か月	24,000	40,000
	7か月	27,000	45,000
	8か月	33,000	55,000
	9か月	36,000	60,000

(例) ① 1か月平均70食
② 開催実績6か月の場合
→補助額40,000円

主な要件

- ・概ね月1回以上かつ申請時から1年以上、活動を継続する見込みがあること
- ・1回あたり、概ね5人以上の子どもの利用があること
- ・利用料は無料又は実費相当額であること
- ・事故等に対応する保険に加入していること
- ・営利活動や宗教的活動、政治的活動を行っていないこと など

申請スケジュール



※ 12月の開催実績が確定してから申請してください。

応募方法

所定の申請書様式に必要書類を添付の上、下記書類提出先に、メールまたは郵送にてご提出ください。
申請に当たっては、必ず交付要綱をご確認ください。
様式は県ホームページからダウンロードしてください。
URL <https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/168963.html>
※私学・子育て支援課でも配付しています。



お問い合わせ先

群馬県生活こども部私学・子育て支援課子育て支援係
所在地 前橋市大手町1-1-1
電話 027-226-2622
メールアドレス shigakoso@pref.gunma.lg.jp